

第 1 期（平成 1 2 年 6 月～平成 1 4 年 5 月）

「千代田みらいくる会議」からの提言

～ 2 年間の活動を振り返って ～

平成 1 4 年 5 月

「千代田みらいくる会議」

目 次

はじめに	1
主な議論と課題	2
1 廃家電製品のリサイクルについて	2
2 リサイクルセンターについて	4
3 びん・缶の資源回収拡充策について	6
4 資源回収のあり方について	8
5 発生抑制策について	9
新たな「千代田みらいくる会議」への提言	12
これまでの会議及び活動概要	13
千代田みらいくる会議委員名簿	15
 (参 考)		
1 千代田区内のごみ量推移	17
2 千代田区のごみの組成	19
3 千代田区の資源回収実績（平成 13 年度）	21

はじめに

平成12年4月、清掃事業が東京都から特別区へ移管されました。

この移管に伴い、区では、「千代田区一般廃棄物の減量及び再利用に関する条例」並びに「千代田区一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

私たち「千代田みらいくる会議」は、この条例や基本計画に定められた会議として、区民、事業者、区がそれぞれの立場で共同して、区内の一般廃棄物の減量及び処理に関する施策を検討し、また、その普及啓発活動を実践していくために、平成12年6月9日に発足しました。

発足以来、私たちは、「家電リサイクル法」への区への対応や、「びん・缶分別回収」を始めとした資源回収の拡充策や、「リサイクルセンター」のあり方などについて、必要に応じ、検討部会を設置するなどして、積極的に議論を行い、その結果を区に提言して参りました。

また、個別のごみ減量リサイクルについての議論にとどまらず、会議では、区の発生抑制策についてもその方向性やあるべき姿について論議を繰り広げて参りました。

さらに、普及啓発活動の一環として、「ちよだフェス」にリサイクルブースを出店し、区民を始めとした多くの参加者にごみ減量リサイクルへの取り組みを紹介するとともに、協力をお願いしてきました。

こうした活動を通し、区のごみ減量リサイクルは確実に推進されてきたと考えておりますが、2年間という限られた期間の中で、結論を出すに至らない課題も少なからずありました。

特に、ごみの発生抑制策については、製造・販売メーカーや区内の小売店、並びに、消費者がそれぞれの立場から協力しあい、より優れたシステムを構築していく必要があります。

また、この2年間で実施された諸施策についても、その後の状況等を踏まえ、新たな対応策を検討していく必要があるものもあります。

私たちの会議の名称にある「みらいくる」には「循環型社会」と「未来」を合わせた意味が込められています。そこで、私たち「千代田みらいくる会議」としては、活動してきた概要を総括するとともに、次期「千代田みらいくる会議」に託すメッセージを残していくことが大切ではないかということから、本提言をとりまとめました。

本書が次期の「千代田みらいくる会議」並びに区のごみ減量リサイクル施策に活かされていくことを期待しています。

終わりに、これまでお忙しい中、本会議にご出席いただいた委員各位に厚く御礼申し上げます。

平成14年5月

千代田みらいくる会議委員長 小島 聡

主な議論と課題

平成12年6月9日(金)開催の第1回「千代田みらいくる会議」から平成14年2月5日(火)開催の第10回「千代田みらいくる会議」まで、本会議に於いて主に議論した内容及び今後の課題は以下のとおり。

1 廃家電製品のリサイクルについて

(1) 主な議論の概要

平成13年4月1日から「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」が施行され、テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機の家電4品目が、リサイクルの対象となった。

これらの家電4品目を区が引き続き粗大ごみとして収集した場合、粗大ごみ手数料がメーカー等の定める収集運搬及びリサイクル費用に比べ安価なため、行政収集への逆流現象が生じる恐れがある。

また、法の趣旨を徹底し、確実にリサイクルをしていくためには、収集運搬に要した適正な費用負担を排出者に求めることになるため、粗大ごみ手数料の引き上げが余儀なくなる。

こうしたことから、区としては、一般廃棄物の収集運搬許可業者を活用した受け皿整備を検討しており、粗大ごみ収集から、家電4品目を除く旨説明があり、「千代田みらいくる会議」として、その取り扱いについて、了承した。

(2) 今後の課題等

「家電リサイクル法」に伴い、家電4品目のうち、買った店が不明なもの等の収集・運搬については、民間の許可業者が設置した「家電リサイクル受付センター」に申し込みを行い、収集・運搬するシステムが構築された。

このシステムを利用した家電4品目の排出は、月を追うごとに取り扱い件数が増加している。(資料-1参照)

このことから、区内の家電4品目については、概ね適切に収集・運搬が行われるとともに、確実なリサイクルが果たされていると考えられる。

しかしながら、家電4品目のうち、特に、持ち運びが容易なテレビをはじめ、不法投棄も後を絶たないのが現状である。(資料-1参照)

件数から見れば、周辺の他区に比べ少ないものの、その不法投棄件数は、法施行後、徐々に増加傾向を示している。

今後は、区民等に対し、ルールを守った排出をこれまで以上に呼びかけていくとともに、不法投棄の防止に向けた効果的な対策を検討していく必要があるのではないかとと思われる。

また、不法投棄の原因の一つと指摘されているリサイクル費用の後払い方式については、国等の関係機関に対して、関係団体と協力し、法律の見直しを強く働きかけていくことも重要であると考えます。

いずれにしても、「家電リサイクル法」の徹底した運用が図られるよう、今後とも引き続き問題点等の検討をしていく必要がある。

(資料-1) 家電リサイクル法施行後の区内の家電4品目の排出状況

(単位：台)

品目	テレビ	エアコン	冷蔵庫	洗濯機	不法投棄
H13年4月	5	4	5	3	5
5月	23	5	17	6	1
6月	28	20	16	15	3
7月	41	37	39	12	7
8月	23	20	25	14	14
9月	28	2	22	11	11
10月	42	49	27	5	11
11月	39	60	20	8	13
12月	38	23	26	7	12
H14年1月	40	24	23	0	11
2月	21	5	14	5	8
3月	34	7	30	12	7
合計	362	256	264	98	103

家電4品目のリサイクルに要する経費

消費者は以下に掲げるリサイクル料金と引取料金を排出時に負担することとなる。

* リサイクル料金 (製造メーカーによって一部料金が異なる)

テレビ 2,700円、エアコン 3,500円

冷蔵庫 4,600円、洗濯機 2,400円

* 引取料金 (収集・運搬料金)

各小売り店、収集・運搬業者が独自に定めた料金

2 リサイクルセンターについて

(1) 主な議論の概要

千代田区最初となる「リサイクルセンター」の設置にともないその名称案を示し公募により決定した。

また、「リサイクルセンター」の管理運営方式、第2リサイクルセンターの設置も含めた今後のあり方について、区から概要説明を受けた後、部会を設置し、検討を行った。

名称

「リサイクルセンター鎌倉橋」に決定した。

リサイクルセンターの運営等

検討部会の報告を受け、以下のとおり決定した。

・リサイクルショップ

1回あたりの出店点数は10点までとし、販売価格の上限は1万円とする。また、保管料として5点まで200円、6～10点までは400円を徴収することとする。

・粗大ごみ展示コーナー

展示品ごとに価格を設定するが価格は修理代相当とし、1万円を上限とするとともに、提供方法は先着順とする。

・スポット企画

リサイクルセンターの企画運営組織を設置し、スポット企画を実施していく。

・第2リサイクルセンターの設置も含めた今後のあり方

将来的に第1「リサイクルセンター」との連携を図りながら、第2リサイクルセンターの設置について検討していく必要がある。

(2) 今後の課題等

現在の「リサイクルセンター鎌倉橋」は平成13年5月の開設以降、467名の登録者から11,712点の商品が出品され、6,854点が販売されるなど、区民等のリサイクルの場として有意義に活用されている。このことは、利用者を対象にしたアンケート調査でも明らかになっている。(資料-2参照)

しかしながら、現行の「リサイクルセンター鎌倉橋」は、その立地条件が必ずしも良好とはいえず、また、施設規模が限られているため、バックヤードの確保が困難であったり、商品の展示スペースが限られるなどの問題が生じている。

さらに、粗大ごみ等からの再生品の確保がままならない状況にある。

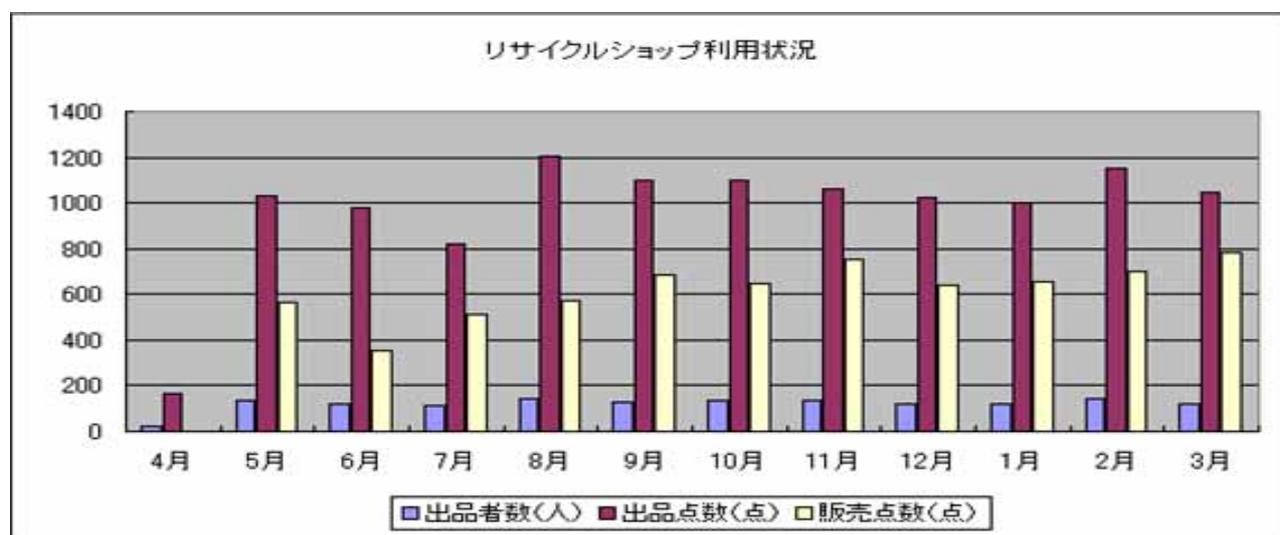
今後は、第2リサイクルセンターの設置も含め、施設のあり方や利便性の向上、展示品の充実などに向けた工夫が必要と思われる。

(資料-2)

「リサイクルセンター鎌倉橋」の利用状況(平成13年度)

平成13年5月15日開設

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計	
リサイクルショップ関係	登録者数	在住(人)	119	77	72	54	322
		在勤(人)	72	20	33	16	141
		在学(人)	2	1	0	1	4
		計	193	98	105	71	467
	出品者数	在住(人)	156	249	237	252	894
		在勤(人)	118	133	150	126	527
		在学(人)	1	2	1	2	6
		計	275	384	388	380	1,427
	出品点数	在住(点)	1,262	2,026	1,935	2,134	7,357
		在勤(点)	915	1,074	1,245	1,071	4,305
		在学(点)	3	20	10	17	50
		計	2,180	3,120	3,190	3,222	11,712
	保管料(円)		93,800	131,800	134,600	132,400	492,600
販売点数(点)		919	1,763	2,037	2,135	6,854	
販売金額(円)		532,650	1,021,960	1,252,220	1,130,360	3,937,190	
再生家具関係	搬入点数(点)		82	23	27	40	172
	展示点数(点)		41	48	36	41	166
	販売点数(点)		31	45	37	33	146
	販売金額(円)		56,800	46,300	100,700	81,600	285,400
自転車	展示台数(台)		4	6	8	6	24
	申込数(人)		103	71	66	42	282
	平均倍率(倍)		26	12	8	7	12
情報コーナー	図書貸出し	人	1	1	0	1	3
		冊	1	1	0	1	3
	ビデオ貸出し	人	1	1	0	0	2
		本	1	4	0	0	5



3 びん・缶の資源回収拡充策について

これまで、びん・缶は月2回町会毎の拠点で回収してきた。

これを週1回ごみの集積所で回収する（東京ルール方式）で回収することとなり、その実施方法について部会を設け検討を行った。

（1）主な議論の概要

収集曜日は現行の資源回収（古紙）日と同じとする。事業所内における保管スペースの確保について協力を要請していくこと。事業系のびん・缶は袋出しとし、有料ごみ処理券の貼付を義務付けること。排出ルールの徹底が図られるようにPRに努めること等を決定した。

（2）今後の課題等

ごみ集積所の現状を見ていると、可燃ごみ・不燃ごみの排出に比べ、古紙、びん・缶は排出者を特定することが困難なこともあり、事業系の有料ごみ処理券の貼付率が、あまり高いとは言えないのではないかとの意見がある。

ルールを守った排出を徹底させていくことが重要であり、排出事業者に対するPRを引き続き積極的に行っていく必要がある。

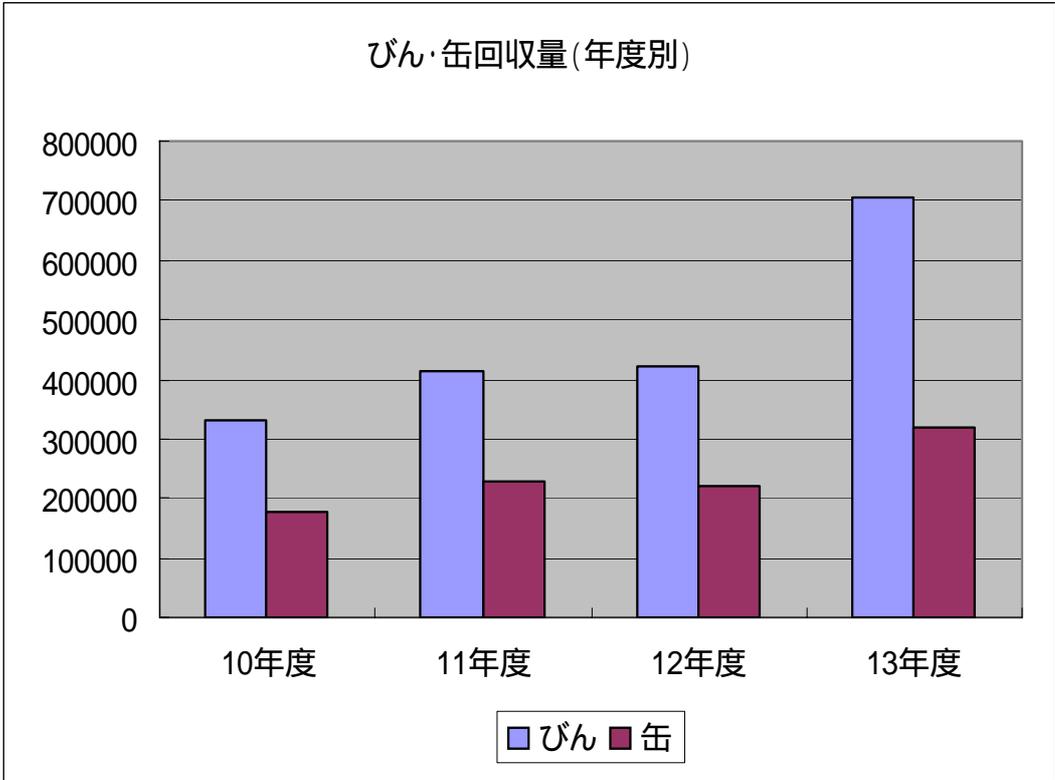
（資料-3-1） びん・缶の資源回収量実績

（単位：kg）

月	平成13年		平成12年度		対前年比増減	
	びん	缶	びん	缶	びん	缶
4	55,560	23,970	38,974	19,821	143%	121%
5	54,620	25,370	34,281	18,531	159%	137%
6	57,290	27,740	36,088	20,142	159%	138%
7	58,380	30,530	33,982	20,469	172%	149%
8	56,330	27,590	31,824	19,119	177%	144%
9	51,390	25,080	35,022	20,031	147%	125%
10	59,740	27,440	31,356	17,964	191%	153%
11	60,070	24,600	31,668	16,452	190%	150%
12	68,130	28,540	36,985	17,550	184%	163%
1	65,220	25,780	36,296	16,194	180%	159%
2	56,120	24,200	33,762	15,929	166%	152%
3	60,710	26,940	41,203	19,248	147%	140%
合計	703,560	317,780	421,441	221,450	167%	143%

(資料 - 3 - 2)

(単位 : kg)



4 資源回収のあり方について

(1) 主な議論の概要

区では、平成12年2月、ごみ集積所を利用した週1回の古紙の資源回収を実施し、平成13年度からは、びん・缶の分別回収の拡充を図るなど、「資源循環型都市千代田」の実現に向け、ごみ減量リサイクル施策を推進してきた。

しかしながら、このほかにも資源として有効利用を図ることが可能なものが、ごみとして排出されている現状があることから、これらの品目（食品トレイ、紙パック、古布、乾電池等）について、区としてどう対処していくか、回収するか否か、回収するとした場合の回収方法はどうか等々について議論を行った。

こうした議論を受け、区から、短期的な取り組みとして食品トレイの拠点回収を実施していくとともに、長期的な課題として、生産販売事業者への働きかけの方策について、引き続き検討を行っていきたいとする考え方が示され、了承した。

なお、「危険物の取り扱い」についても、別途検討していく必要があるとした。

今後は、事業者による自己回収システムの構築を促すなど、企業の事業者処理責任も求めながら、「容器包装リサイクル法」等のリサイクル関連諸法に規定されている品目を含め、ごみの中から有用なものを分別して、リサイクルに努め、一層のごみ減量リサイクルを推進していく必要がある。

(2) 今後の課題等

ごみそのものの排出量を減らすためには、そもそもごみにならない、なりにくい製品を製造販売するとともに、効率的な資源回収システムを検討していくことが何よりも大切である。

そのため、製造メーカー、販売店及び消費者による協働体制を確立し、事業者は、包装材等の使用を極力抑える努力をするとともに、消費者は、こうした商品を積極的に購買していくことが必要である。

また、現行のごみ集積所を利用した週1回の資源回収（古紙、びん・缶）の品目拡大も含め、費用対効果を十分検討した上で、最も効率的で効果的な手法により、資源回収の拡充を図っていくことが求められる。

5 発生抑制策について

(1) 主な議論の概要

これまでの会議では、狭い意味でのリサイクル、つまり資源の再利用について主に議論が行われてきた。これを踏まえつつ、循環型社会を目指すためには発生抑制（リデュース）が最も重要であるとし、議論に入った。なお、内容が行政や区民に加え、生産販売事業者等も含めた広汎、複雑なもので中・長期的に検討していくべき課題であることから、特にテーマを絞らず自由に議論を行った。

主な意見は（資料-4）のとおり。

(2) 今後の課題等

区内のごみの発生抑制を実現するための施策の検討にあたっては、中長期的に議論していくことが大切。

また、千代田区単独での対応では限界がある。したがって都や23区と連携し取り組んでいく必要がある。

さらに、販売事業者や製造メーカー等の事業者が参加しやすく、消費者とも良好な関係（パートナーシップ）を維持していくことが可能となる千代田区独自のシステムも検討していく必要がある。

(資料-4)

3 R (発生抑制・再使用・再利用)に関する主な意見(概要)

発生抑制策をはじめとする主な意見は以下のとおり。

分類	主な意見の概要
主に発生抑制に関する事項	<p>1 経済的手法</p> <p>(1) 課徴金方式の導入 トレイやレジ袋等を使用した商品を購入した場合、消費者から課徴金(税)を徴収する。</p> <p>(2) 家庭ごみの有料化 家庭ごみも有料化することにより、清掃工場を持たない千代田区のごみ減量化に向けた姿勢をアピールする。</p> <p>2 事業者が取り組むことのできる事項 消費者が商品を購入した際、マイバック等の利用者に割引等を行うことで、レジ袋等の使用を抑制する(行政は制度の普及に向けたPRなどの側面的支援を行う)。</p> <p>3 消費者自ら取り組むことのできる事項 トレイにのっているものは極力購入を控えるとともに、不必要なトレイは買ったお店に置いてくる。また、量り売り等で購入できるものは、可能な限り入れ物を持参して購入する。 さらに、消費者として事業者にとりトレイの使用をしないよう働きかけを行う。</p>
主に再使用に関する事項	<p>1 再使用の基準作成 事業所等で排出されるOA用紙等の再使用の基準を作成するように協力を求める。</p>
発生抑制とリサイクル双方に関する事項	<p>1 家庭ごみの有料化(再掲) 家庭ごみを有料化し、経済的なインセンティブを与えることでごみの減量を図る(発生抑制)とともに、再利用可能なものは極力リサイクルに努めるよう誘導する(リサイクル)。</p> <p>2 排出ルールの確立 ペットボトルやトレイを販売した小売店に対し、販売した者の責任で回収するルールを課し、事業者にも多少の社会的負担を求めることで、トレイ等の使用を抑制(発生抑制)するとともに、資源回収(リサイクル)を推進する。</p>

分類	主な意見の概要
主にリサイクルに関する事項	<p>1 製造メーカーの取り組み 製造メーカーが自社製造したペットボトル等の容器包装物を販売店から回収する。</p> <p>2 販売店の取り組み (1) 店頭回収の実施 自店で販売したペットボトルやトレイ等の容器包装物を、店頭で自主的に回収する。 (2) 回収の促進策 店頭に設置されているペットボトル等の回収ボックスに「当店以外で購入したもので可」とする表示を掲示するなど、持参しやすい環境を整える。</p> <p>3 消費者自ら取り組むことの出来る事項 消費者自らがペットボトルやトレイ等を積極的に販売店に持ち込み返却する。</p> <p>4 デポジット制度の導入 あらかじめ負担金を販売価格に上乘せし、買ったお店への容器の返却を促進する。</p> <p>5 集積所回収の拡充 週1回の資源回収の日に、集積所でトレイやペットボトルの回収を実施する。</p> <p>6 各事業所の取り組み 企業の廃棄物処理コストの削減を図る意味からも、また、販売店に社会的責任を負わせるという点からも、ペットボトルやトレイ等は、購入した販売店に返すといった従業員教育を推進する。</p>
その他全般的な事項	<p>1 積極的に取り組んでいる販売店への評価の実施 ペットボトルの回収等を実施している販売店に、区が発行するイメージシールを貼ってもらい環境に優しい店として評価する等、他の販売店も追随しやすい条件をつくる。</p> <p>2 地域にふさわしい環境基準・システムの作成 ISO14001のようなグローバルスタンダードとともに、地域に適したローカルスタンダードを考案し、各事業者の取得を働きかける。</p>

新たな「千代田みらいくる会議」への提言

1 発生抑制策について

区内から発生するごみの発生抑制を実現するための方策について、製造・販売事業者とのパートナーシップを確立しながら、長期的視点に立ち、以下の事項について、検討していく必要がある。

(1) 発生抑制に向けた事業者への働きかけについて

マイバック利用者へのポイント制度の導入や、トレイ等の容器包装物を可能な限り使用しないように、製造・販売事業者に協力を要請していく場合の有効な手法など。

(2) 消費者自ら取り組むことが可能な発生抑制策について

なるべくトレイを使用していない商品を購入したり、資源回収への積極的な参加を得るため、PRも含めた取り組みのあり方など。

(3) 製造事業者・販売事業者・消費者相互間のパートナーシップのあり方について

事業者の立地状況や昼夜間人口比率などにみられる千代田区の特徴を前提として、ごみの発生抑制に向けた多様な協働を実践しながら、有効なシステムを段階的に構築していく。

(4) 家庭ごみ有料化について

事業系一般廃棄物が9割以上を占める千代田区において、家庭ごみ有料化がごみ排出の総量抑制に大きく寄与するとはいえない。

しかし、清掃工場等の処理施設を区内に有しない千代田区にあって、積極的にごみ減量に取り組んでいるという姿勢を打ち出していくためにも、家庭ごみ有料化について検討していく必要がある。

2 資源回収の拡充策について

「容器包装リサイクル法」や「食品リサイクル法」などの趣旨を踏まえ、リサイクルの拡充に向け、新たな回収品目の検討や、効率的な回収方法等について、検討していく必要がある。

3 危険物等の回収について

蛍光灯や充電電池などの回収について、販売事業者の事業者処理責任のあり方等も含め、検討していく必要がある。

これまでの会議及び活動概要

回数	開催日	主な議題
1	平成12年 6月9日(金)	1 委員長・副委員長選出 2 会議の公開・非公開について 3 区民会議の名称について 4 審議会委員の選出について
2	平成12年 7月18日(火)	1 廃家電製品のリサイクルについて
3	平成12年 8月24日(木)	1 区のリサイクルセンターについて 2 びん・缶の資源回収拡充策について
4	平成12年 10月20日(金)	1 検討部会の設置について 2 廃家電製品のリサイクルについて
5	平成12年 10月27日(金) ・28日(土)	ちよだフェス2000参加
6	平成12年 11月20日(月) (びん・缶検討部会)	1 部会長の選任について 2 検討項目・検討スケジュールについて 3 びん・缶回収の拡充策について
7	平成12年 12月18日(月) (リサイクルセンター検討部会)	1 部会長の選任について 2 検討項目・検討スケジュールについて 3 検討項目の検討
8	平成13年 1月18日(木) (リサイクルセンター検討部会)	1 リサイクルセンターの運営について 2 リサイクルセンターの名称決定方法について 3 リサイクルセンターの企画運営組織について
9	平成13年 1月31日(木)	1 びん・缶の資源回収拡充策について 2 区のリサイクルセンターについて
10	平成13年 2月22日(木) (リサイクルセンター検討部会)	1 第2リサイクルセンターの設置を含めた今後のあり方について
11	平成13年 3月29日(木)	1 区のリサイクルセンターについて 2 資源回収のあり方について

	開催日	主な議題
12	平成13年 6月8日(金)	1 資源回収のあり方について
13	平成13年 7月24日(火)	1 資源回収のあり方について
14	平成13年 10月27日(金) ・28日(土)	ちよだフェス2001参加
15	平成13年 11月13日(火)	1 発生抑制策について
16	平成14年 2月5日(火)	1 発生抑制策について ----- 2 活動のまとめ
17	平成14年 5月30日(木)	1 「千代田みらいくる会議」からの提言について

太字部分は、検討結果を踏まえ、施策として実施又は実践したものの

千代田みらいくる会議委員名簿

平成12年6月9日現在

(五十音順、敬称略)

	氏 名	役 職 名 等
1	阿 部 可代子	公募区民
2	稲 垣 秀 明	北神実業会会長
3	大 高 巽	東京商工会議所千代田支部 飲食分科会評議員
4	岡 田 光 郷	(株)パレスホテル 取締役施設部長
5	岡 村 節 子	公募区民
6	小 川 信 次	公募区民(平成13年10月逝去)
7	荻 村 光 恵	公募区民
8	加 藤 多津代	公募区民
9	川 辺 俊 哉	公募区民
10	木 村 光 子	公募区民
11	久 保 金 司	東京商工会議所千代田支部 建設分科会副分科会長
12	窪 田 憲 子	公募区民
13	小 島 聡	法政大学人間環境学部助教授
14	古 村 和 夫	麹町通り商店会副会長
15	榊 原 誠	オフィス町内会事務局 副代表
16	白 井 たけ子	公募区民
17	鈴 木 孝 子	公募区民
18	藺 田 澄 子	公募区民
19	瀧 井 秋 子	公募区民
20	竹 内 秀 年	三菱電機(株) 環境保護推進部主事
21	寺 田 章	キリンビバレッジ(株) 社会環境推進室室長代理
22	中 村 邦 夫	飯田橋商店街振興組合理事長
23	中 村 節 子	公募区民
24	新 妻 普 宣	(社)東京青年会議所千代田区委員会 委員
25	西 川 和 江	公募区民
26	林 福 松	神田ふれあい通り商店会会長
27	安 岡 三 寶子	公募区民
28	安 田 淳 子	公募区民
29	山 上 俊 一	(株)am/pmジャパン 環境管理推進部ゼネラルマネジャー

委員長

副委員長

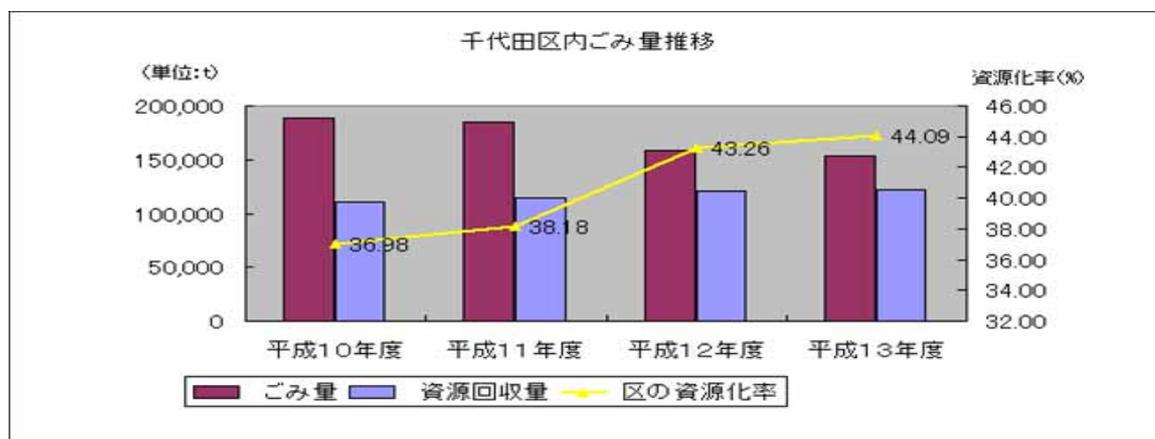
千代田区内のごみ量推移

(単位:t)

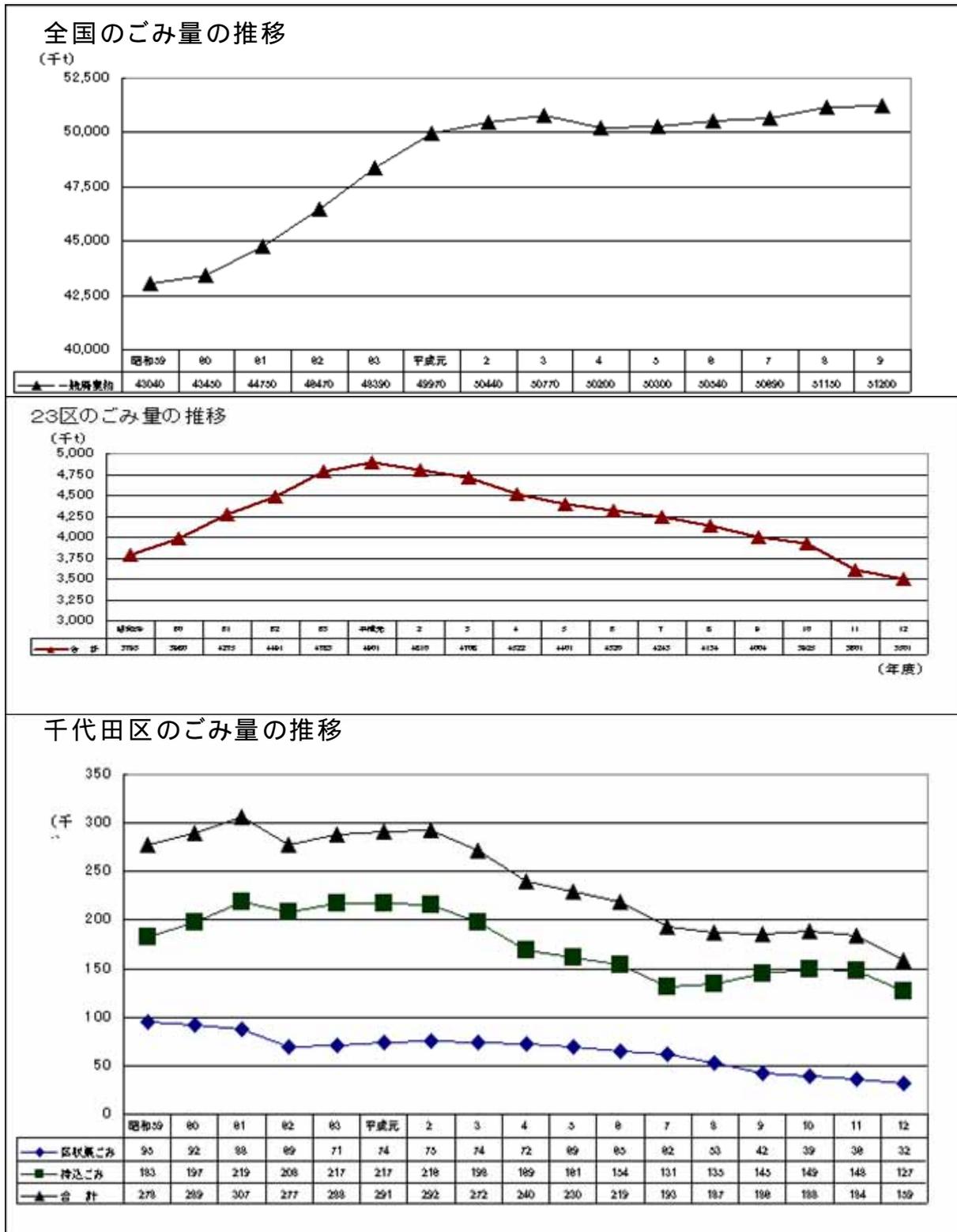
項 目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	備 考
ごみ量	188,428	184,336	159,112	154,002	
区収集ごみ	39,309	36,188	31,842	29,165	
可燃ごみ	31,316	28,882	24,681	23,187	
不燃ごみ	7,229	6,615	6,556	5,509	
粗大ごみ	764	691	605	469	
持込ごみ(推計値)	149,119	148,148	127,270	124,837	13年度量未確定のため実施計画の数値
資源回収量	110,191	113,849	121,322	121,444	
区関与分	3,993	4,854	6,758	6,851	
ルール (古紙)	0	389	3,878	5,128	H12.2.28~実施
(びん・缶)	0		25	1,021	H13.4.1~実施
ルール (PET)	34	53	74	92	H9.4.1~実施
拠点回収	40	23	13	11	
分別回収	511	644	618	0	
集団回収	3,408	3,746	2,150	599	
事業系	106,198	108,995	114,564	114,593	
大規模再利用量	105,912	108,666	114,215	114,215	13年度量未確定のため12年度実績量を再掲
千代田エコ・オフィス	273	303	328	355	
商店街段ボール	13	26	21	23	
千代田区内のごみ発生量	298,000	298,185	280,434	275,446	ごみ量 + 資源回収量

塗りつぶし欄の数値は量未確定のため13年度実施計画等の数値
13年度の数値は速報値のため今後若干の変更がありうる

区の資源化率	36.98	38.18	43.26	44.09	資源 / 発生量
--------	-------	-------	-------	-------	----------



3 ごみ量の推移（全国、23区、千代田区）



千代田区のごみの組成

1 組成調査の実施の目的

区では、平成12年4月の清掃事業区移管実現以降、「資源循環型都市千代田」を実現するため、週1回集積所を利用したびん・缶回収や、ストックヤード等における食品トレイの回収など、新たな資源回収策を順次実施してきた。

こうしたごみ減量リサイクル施策の実施に伴い、区のごみの組成は、平成11年度に実施した「一般廃棄物に関する実態調査」時点に比べ、大きく変化していると考えられる。

ついては、今後、さらに本区がごみ減量リサイクル施策を推進していくため、区内で発生する区収集ごみの組成を把握し、本区におけるごみの実態を明らかにするため本調査を実施した。

2 調査方法

(1) ごみ組成調査

調査対象集積所(区内6地域・各10集積所)に排出されたごみ排出量を集計し、検体を回収したうえで、組成分析(可燃19項目、不燃32項目)を実施

(2) 家庭ごみ排出量調査

家庭ごみのみが排出される集積所を選定(麹町地区1箇所、神田地区1箇所)し、排出量を調査、その結果から世帯当たりの排出原単位を推計し、区収集ごみにおける家庭ごみ排出量及び家庭ごみ比率を推計した。

(3) 調査実施期間

ごみ組成調査

ごみ組成調査は夏期・秋期の2回にわたり実施した。

- ・ 夏期調査 平成13年 6月25日(月) ~ 6月30日(土)
- ・ 秋期調査 平成13年10月15日(月) ~ 10月20日(土)

家庭ごみ排出量調査

- ・ 平成13年11月28日(水) ~ 12月 4日(火)

(日曜日を除く6日間実施)

3 ごみの組成の概要

本調査の結果、千代田区が収集したごみの組成は、可燃ごみでは、紙ごみが約64%を占めており、次いで生ごみが約23%を占めていた。また、週1回の資源回収を行っている新聞、雑誌・書籍、段ボールが可燃ごみの中に約19%含まれていた。

一方、不燃ごみでは、プラスチック類が約47%を占め、次いで金属

類が約 15%、ガラス類が約 8%となっていた。

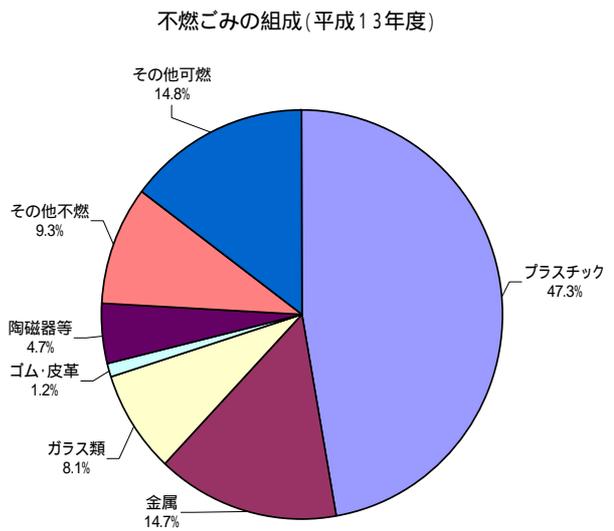
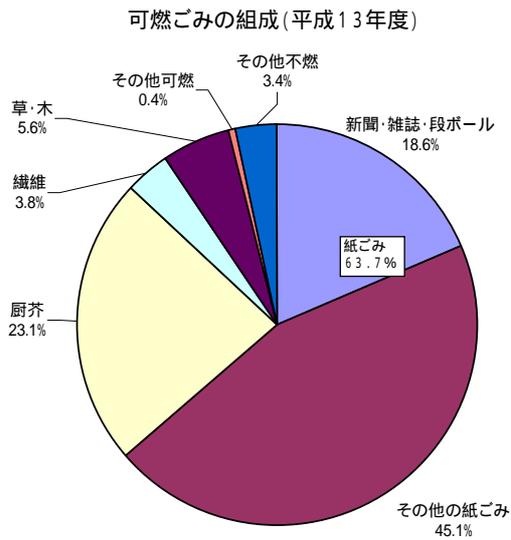
また、不燃ごみの中に、約 15%の可燃ごみが含まれていた。

可燃ごみ

新聞、雑誌、段ボール	その他の紙ごみ	厨 芥	織 維	草・木	その他可燃	その他不燃
18.6%	45.1%	23.1%	3.8%	5.6%	0.4%	3.4%

不燃ごみ

プラスチック	金 属	ガラス類	ゴム・皮革	陶磁器等	その他不燃	その他可燃
47.3%	14.7%	8.1%	1.2%	4.7%	9.3%	14.8%



第1期「千代田みらいくる会議」からの提言

～ 2年間の活動を振り返って ～

平成14年5月発行

編集・発行 千代田区環境土木部清掃リサイクル課

東京都千代田区九段南1-6-11

電話 (03) 3264-2111(代表)

この冊子は再生紙を使用しています